就学援助(入学用品費)の入学前支給のお知らせ

うきは市では、経済的な理由によって給食費や学用品費の支払いにお困りの市立小・中学校 の児童生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助を受けることのできる方で、令和6年4月にお子さまが小・中学校に入学予定の保護者に対しては、入学用品費を3月に支給します。

■入学前支給について

就学援助費の一部である入学用品費を、新入学児童生徒の保護者に対して前倒しで支給する ものです。入学用品費以外(給食費、学用品費等)については、7月以降に支給します。

※<u>今回、入学用品費(入学前支給)を申請して認定を受けられた方は、入学用品費以外(給食費、学用品費等)についても支給の対象となりますので、改めて令和6年度の就学援助申請手</u>続きを行う必要はありません。

- (1) 支給額(お子さま一人あたり)
 - 小学校新入学者 54,060 円 / 中学校新入学者 63,000 円 ※支給額については、変更する場合があります。詳しくは、支払通知をご確認ください。
- (2) 支給時期 令和6年3月中旬~下旬
- (3) 支給方法 市から直接、銀行口座に振込みます。
- 入学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の(1)~(3)の要件すべてに該当する方

- (1) 令和5年12月にうきは市に居住している方
- (2) お子さまが令和6年4月にうきは市立小・中学校に入学する方
- (3) 下記①~⑤のいずれかに該当する世帯
 - ① **生活保護**が**停止**または**廃止**になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯 (生活保護を受けておられる方は、申請の必要はありません。)
 - ② 世帯全体の市民税が非課税であるか、減免措置を受けている世帯。
 - ③ 国民年金の掛金が全額減免されている世帯
 - ④ 児童扶養手当の全額支給を受けている世帯
 - ⑤ 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合

【ご注意】

次のいずれかに該当し、入学用品費を受け取られた場合には、返還していただきますので、 申請しないでください。

- (1) 令和6年3月末日までにうきは市外へ転出される場合
- (2) 国立、県立、うきは市以外の市町村立または私立の小・中学校に入学される場合

■ 申請書類

「就学援助申請書」

※各学校またはうきは市教育委員会にあります。その他、うきは市ホームページからもダウンロード可能です。

■ 申請手続に必要なもの

- (1) 印鑑(申請書に自署の場合は必要ありません。)
- (2) 「振込口座がわかるもの」(通帳など)
- (3) 令和5年度の課税所得証明書など(※該当者のみ)
- ※就学援助の判定には、世帯員全員の収入や市民税額などの情報が必要です。税の申告がされていないと審査することができませんので、ご注意ください。
- ※令和5年1月2日以降に市外から転入した世帯員については、令和5年度の課税所得証明書など(収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書)の提出が必要です。

■ 申請方法

- (1) 小学校新入学者の場合
 - うきは市教育委員会学校教育課に申請書類を提出してください。兄・姉が小中学校に在籍 している場合は兄・姉の在籍校に申請書類を提出してください。
- (2) 中学校新入学者の場合 令和5年度の児童在籍校(うきは市立小学校)に申請書類を提出してください。
- ※児童・生徒が小・中学校の両方に在籍している世帯は、中学校へ申請書を提出してください。

■ 申請期間

令和6年2月22日(金)まで

- ※申請期間が終了した後は、入学後に申請することができます。この場合、入学用品費の支給 時期は令和6年7月以降になります。
- ※申請期間中に申請された場合でも、書類に不備などがあれば、入学前支給を行えないことがありますので、ご注意ください。
- ※今回申請される際には、新入学生ではないお子さんの申請も同時にできます。

■お問い合わせ先

うきは市教育委員会 学校教育課学事係 (TEL) 0943-75-4950